

議員発案第 1 号

三条市議会会議規則の一部改正について

三条市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

平成 23 年 3 月 22 日 提出

提 出 者 議会運営委員会

委 員 長 熊 倉 均

記

三条市議会会議規則の一部を改正する規則

三条市議会会議規則（平成 17 年三条市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

議会報編集委員会	議会の広報紙の編集に関する事項について協議又は調整を行うため。	議会報編集委員会の委員	議会報編集委員会の委員長
----------	---------------------------------	-------------	--------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議員発案第 1 号参考

三条市議会会議規則（抜粋）

別表（第 158 条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	市政に関する重要な事項 又は議会の運営に関する 事項について協議又は調 整を行うため。	全議員	議長
常任委員協議会	常任委員会の所管事項に 関する事項について協議 又は調整を行うため。	常任委員会の委員	常任委員会の 委員長